

これこそ ハラスメント?

「残業できないならやめろ!」って、子どものお迎え誰がやるの?

ちょっとした失敗から無視され続けています

テーブルを叩きながら大声で怒鳴るのでみんなビクビク

「アルバイトさん」って呼ばないで!

妊娠したけれど「替わりがない」と夜勤免除が認められず...

「子どもはまだ?」ってしつこく聞かれます

飲み会に来いと、しつこく誘われて、困っています

冗談でも、くりかえし体型についてからかわれると、傷つきます



ハラスメントは人権侵害です



困ったときは
ひとりで悩まずに...
労働組合へ

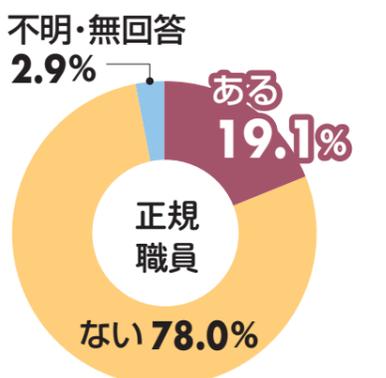
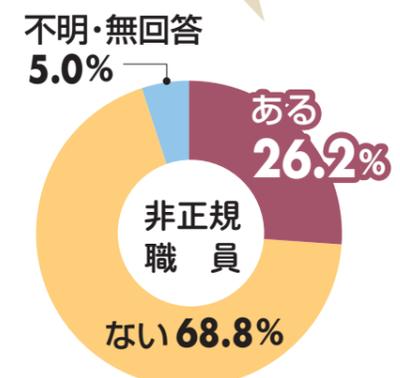
ハラスメントNO!

公務の職場では、評価制度の導入や人員削減でコミュニケーションがとれていないこと、同じ職場に違った雇用形態ではたらく人が混在していること等が原因で、人間関係にひずみ生まれ、様々なハラスメントが起こっています。精神的に追い込まれ病気を発症したり、退職を余儀なくされる最悪のケースも生まれています。

労働組合はあなたのはたらく権利を守ります!

ハラスメントとは一般的にいろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」のことをいい、その種類は30を超えるとされています。ハラスメントは職務上の地位や人間関係を背景に、精神的・身体的苦痛を与える行為であり、相手の人格や尊厳を侵害する**人権問題**の一つです。さらに当事者だけでなく周囲にも悪影響を及ぼし、労働環境を悪化させ職場全体の生産性が低下します。はたらく権利を侵害する**労働問題**でもあります。

パワハラを受けたことはありますか?



(全労連女性部「女性労働者の労働実態及び男女平等・健康実態調査(2015年)」より国公労連分を抜粋)

人事院にもハラスメントの相談窓口があります
<http://www.jinji.go.jp/counseling/>

連絡先

ご相談はこちらから

